

第15回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和3年8月25日(水) 午後1時30分より

会議の場所 清見支所 3階 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第24号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第25号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 5 | 議第116号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第117号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第118号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第119号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第120号 | 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願について |
| 日程第10 | 議第121号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第122号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第12 | 議第123号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議第124号 | 高山市の農地の別段面積取扱基準について |
| 日程第14 | 議第125号 | 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、小坂治重、清水直喜、田口康慈、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代、川上富之

○本日会議に欠席した委員

平井浩成

○本日会議に出席した職員等

事務局次長：水橋靖、畜産課長：本山秀治、農地主事：船坂康博、書記：川田健磨、植杉祐貴、飛騨農林事務所農業普及課：松田勇一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第15回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は平井委員より欠席連絡、下小屋委員より遅刻連絡を受けています。 尚、本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。 オリンピックも無事終了し、現在パラリンピックが開催されています。小学校の頃、両手、両足が不自由な方が学校に見え、不自由な手で立派な字を書いたりされて、世の中にはすごい人がいると感じたことを思い出しました。 今年の稲については、出穂迄は暑い日が続き、例年よりも早かったですが、その後、雨が続き気温が上がらなかったため刈り取り時期は例年より遅れそうです。 今月は、意見書提出に向けて、各地でブロック会議、部会等開催し協議していただきました。それら意見を取りまとめ、10月5日に市長、議長に提出する予定となっています。 本日も、スムーズな進行をお願いしまして挨拶とさせていただきます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p>

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 10番 清水委員と13番 村上委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

議長 日程第3 報第24号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明を願います。

船坂農地主事 今回は59法人のうち1法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、
①法人形態
②事業要件
③構成員要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上1件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第25号 農地法の規定に基づく許可処分
の取消しについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、1件の報告です。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
以上 1件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第116号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

植杉書記 今回は、8件の上程です。
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各
号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満た
しております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても
申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地
目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあっ
ては存続期間を説明)
以上、8件 田畑 25筆 20,510.00㎡についてご審議をお願い
いたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可につ
いては許可することと決定します。

続きまして、日程第6 議第117号 農地法第4条の規定による
使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と
します。
事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記

今回は、6件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、6件 田 畑21筆 5,598.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第7 議第118農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

植 杉 書 記

今回は、19件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

2、5、6、7、8、13、14、15、番の案件については面積規模等から、別途まちづくり条例の手続きが必要。

以上、19件 田 畑87筆 38,749.16㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第119号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 今回は、1件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

またこの案件については面積規模等から、別途まちづくり条例の手続きが必要。

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第120号 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

植 杉 書 記 この件は、裁判所が公売に出している物件で農地が含まれる場合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。

あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、改めて3条申請による許可が必要となります。

今回は1人が買受人として申請されています。

		(上程内容、物件場所等を説明) 以上1件、ご審議をお願いします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第10 議第121号 農地法第5条の規定による権利移動の買受適格者証明願について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
植	杉書記	今回は、1件の上程です。 この件は、裁判所が公売に出している物件で農地が含まれる場合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。 あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、改めて5条申請による許可が必要となります。 今回は1人が買受人として申請されています。 (上程内容、物件場所等を説明) 以上1件、ご審議をお願いします。
議	長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の買受適格者証明願については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第11 議第122号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

植杉書記	<p>今回は、1件の上程です。</p> <p>非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。</p> <p>(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)</p> <p>以上1件、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第12議第123号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
川田書記	<p>本日は3件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。</p> <p>(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。</p> <p>2、3番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明)</p> <p>以上、田畑20筆 14,230.00 m²についてご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きますして、日程第13 議第124号 高山市の農地の別段面積取扱基準について を議題とします。
事務局の説明を願います。

船 坂 (7月の協議会や8月の産業建設委員会で説明した経
農地主事 緯・方向性等の内容を再度説明。)

以上ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、高山市の農地の別段面積取扱基準について、承認とします。

続きますして、日程第14 議第125号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について を議題とします。
事務局の説明を願います。

船 坂 (7月の協議会や8月の産業建設委員会で説明した経
農地主事 緯・方向性等の内容を再度説明。)

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 **ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。**

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

議

長

それではこれをもちまして、第15回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時35分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

清水 直喜 委員

村上 真由美 委員
